A　①有限会社エバートランス　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－563号　④有限会社エバートランス　神奈川県横浜市中区不老町二丁目９番地１　取締役　松本岳司　⑤本社営業所　茨城県守谷市松ヶ丘１－20－９－Ｂ101　⑥平成16年１月20日　⑦平成21年１月20日　⑧60万円　⑨300万円

A　①有限会社ニッケントラベル　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－248号　④有限会社ニッケントラベル　村上市佐々木843番地２　代表取締役　金子貞子　⑤本社営業所　村上市佐々木843番地２　⑥平成６年４月18日　⑦平成21年７月１日　⑧60万円　⑨300万円

A　①関越観光　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－326号　④渕岡秀雄　燕市新町4737番地１　⑤本社営業所　燕市新町4737番地１　⑥平成17年３月24日　⑦平成21年４月30日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社ＳＩＮ（サクセスインターナショナル）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1155号　④株式会社ＳＩＮ　春日井市高蔵寺町四丁目20番地17　代表取締役　伊藤正夫　⑤本社営業所　春日井市高蔵寺町四丁目20番地17　⑥平成16年５月27日　⑦平成21年５月27日　⑧60万円　⑨300万円

B　①山西新聞旅行会　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－252号　④菅佐原荘平　旭市萬歳1584番地　⑤本社営業所　旭市萬歳1584番地　⑥昭和53年８月１日　⑦平成21年５月14日　千葉県知事登録旅行業第３－252号　⑧160万円　⑨1,100万円

B　①ニューサトー観光バス株式会社　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－479号　④ニューサトー観光バス株式会社　旭市三川4102番地　代表取締役　佐藤吉信　⑤本社営業所　旭市三川4102番地　⑥平成５年６月21日　⑦平成21年４月17日　千葉県知事登録旅行業第３－479号　⑧160万円　⑨1,100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長代行　木村　茂男

A　①株式会社メトロ・エクスプレス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4036号　④株式会社メトロ・エクスプレス　東京都杉並区西荻北二丁目９番10号　代表取締役　市川肇　⑤本社営業所　東京都杉並区西荻北二丁目９番10号　⑥平成８年８月15日　⑦平成21年６月20日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社メトロポリタン　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1692号　④株式会社メトロポリタン　東京都台東区下谷二丁目12番５号　破産管財人　森田憲右　⑤東京支店　東京都中央区日本橋茅場町一丁目６番３号　⑥平成11年４月６日　⑦平成21年６月２日　⑧1,400万円　⑨7,000万円

A　①株式会社ＬＥＩＳＵＲＥＫＯＬ　ＪＡＰＡＮ　②第３種旅行業　③大阪市府知事登録旅行業第３－2467号　④株式会社ＬＥＩＳＵＲＥＫＯＬ　ＪＡＰＡＮ　大阪市天王寺区上汐三丁目１番25号　代表取締役　石飛直幸　⑤本社営業所　大阪市天王寺区上汐三丁目１番25号　⑥平成20年６月27日　⑦平成21年６月26日　⑧60万円　⑨300万円

A　①大分航空ターミナル株式会社　②第２種旅行業　③大分県知事登録旅行業第２－143号　④大分航空ターミナル株式会社　大分県国東市安岐町下原13番地　代表取締役　二宮滋夫　⑤空港営業所　大分県国東市安岐町下原13番地　⑥昭和48年11月16日　⑦平成21年６月24日　⑧220万円　⑨1,100万円

B　①株式会社バカンス・クラブ　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1622号　④株式会社バカンス・クラブ　大阪市中央区城見二丁目１番61号ＭＩＤタワー21階　代表取締役　東郷里砂　⑤本社営業所　大阪市中央区城見二丁目１番61号ＭＩＤタワー21階　⑥平成５年８月30日　⑦平成21年６月25日　大阪府知事登録旅行業第３－2512号　⑧1,340万円　⑨7,000万円

以上５件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　恥

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

(二)　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一六九二号

(三)　商号　株式会社メトロポリタン

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社メトロポリタン　東京都台東区下谷二丁目一二番五号　代表取締役　石川　保雄

(五)　主たる営業所の所在地　東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番三号

(六)　旅行業の登録年月日　平成十一年四月六日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十一年七月三日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の権利を証する必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までに認証の申出は、当該最初に認証申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十一年七月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　恥

第21期決算公告

平成21年6月12日

岩手県釜石市港町二丁目1番1号
釜石グレーンセンター株式会社
代表取締役社長　小林　憲雄

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債の部		
科目	金額		科目	金額	
流動資産	161,894		流動負債	633,537	
固定資産	1,639,583		固定負債	443,817	
繰延資産	34,893		**負債合計**	1,077,355	
			純資産の部		
			株主資本	759,016	
			利益剰余金	400,000	
			その他利益剰余金	359,016	
			純資産合計	759,016	
資産合計	1,836,371		**負債・純資産合計**	1,836,371	

（注）当期純利益　66,086千円